

「女性の健康の包括的支援に関する法律(案)」に関する意見書

2014年6月16日

SOSHIREN 女(わたし)のからだから
(旧名称 82優生保護法改悪阻止連絡会)

〒162-0067 東京都新宿区富久町8-27 ニューライフ新宿東305ジョキ内
TEL/FAX 03-3353-4474

ホームページ <http://www.soshiren.org> 電子メール gogo@soshiren.org

私たちは、女性の健康にとって欠かすことのできないリプロダクティブ・ライツ／ヘルスの実現に向けて、1982年から活動をつづけてきた女性グループです。墮胎罪の廃止と、母体保護法の見直しを求めています。主にこの観点から、「女性の健康の包括的支援に関する法律(案)」に対する意見を表明いたします。

生涯にわたる女性の包括的な健康支援は、医療関係者にとどまらず、長年にわたって女性運動が要求してきたことでもあります。

日本においては、女性の健康は、「母子保健法」によって、子どもを産み育てることに鑑みて「母性」として尊重されてきました。しかし、一人の女性の一生のなかでも妊娠・出産期以外の時間が長くなり、また、妊娠・出産をしない／できない女性もいます。

妊娠・出産期に限ることなく、また、産むことのみを評価する偏見を排して、子どもを産む女性にも、産まない女性にも、生涯にわたる健康への支援が必要だという認識が、世界的にも広まってきました。

1994年国際人口開発会議(カイロ)の「行動計画」と、翌95年の第4回世界女性会議(北京)の「行動綱領」に盛り込まれたリプロダクティブ・ヘルス／ライツも、その一つです。世界女性会議「行動綱領」の総理府仮訳は、第IV章C94で、リプロダクティブ・ヘルスを次のように定義しています。

「リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつことを意味する。この最後の条件で示唆されるのは、男女とも自ら選択した安全かつ効果的で、経済的にも無理がなく、受け入れやすい家族計画の方法、ならびに法に反しない他の出生調節の方法についての情報を得、その方法を利用する権利、および、女性が安全に妊娠・出産でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を与えるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。」

http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html

国際人口開発会議(カイロ)の直後、リプロダクティブ・ライツを「妊娠と出産に関する

権利」と訳す案もありながら、最終的に「性と生殖に関する権利」という日本語訳が採用されたのは、産むことと産まないことのどちらも選ぶことができ、どちらの選択も尊重され、その手段が得られることが重要だという認識があったからです。

現在、「女性の健康の包括的支援」を詠うのであれば、この国際的・歴史的な流れのなかに位置づけられるのが当然だと考えます。

ところが「女性の健康の包括的支援に関する法律（案）」を読むと、第七条（出産に必要な医療を提供する施設の確保等）がある一方で、産まない選択については何ら言及されていません。法案には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの重要な柱である「産む・産まない選択」の理念が反映されているとは、残念ながら思えないのです。

「心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性」（第一条）に着目するのであれば、妊娠する機能をもつ女性が、望まない・予期しない妊娠によって身体的・精神的な健康を損なわないための支援（性教育や避妊、人工妊娠中絶など）が大切だと考えます。

この視点が希薄なために、「女性の健康の包括的支援に関する法律（案）」からは、女性の健康が、子どもを産み育てるためにのみ尊重されるような印象を受けてしまいます。

女性の健康は、生まれる子どもの数を増やしたり、労働力不足を補い経済を支えたり、医療費・介護費を軽減したりするためにはありません。

女性の健康は、「何かのため」に大事なのではなく、女性自身の、女性の人権のために必要なものです。

子どもを産み育てたいと思う女性、カップルに対する社会的な支援は当然のことながら必要です。それと同時に、さまざまな生き方、多様なセクシュアリティが存在することを前提として、子どもを産まない／子どもがいない人も尊重され、「標準的」な家族（夫婦と子）とは異なるライフ・スタイルを送る人たちが疎外されない社会制度が大事です。

墮胎罪（1907年～現在）・国民優生法（1940～1948年）のもと、産児調節（避妊）も禁じられ、人口を増やす政策がとられた時代の悲惨な状況を、私たちは忘れられません。戦後は一転して人口を減らすためにと、墮胎罪は存続させたまま、1948年優生保護法で例外的に中絶を許可し、「不良な子孫の出生を防止する」と障害者・病者からは産むことを奪ってきました。この優生保護法は人権侵害にあたるとして、1997年に母体保護法に改正されました。

いま「女性の健康の包括的支援に関する法律」を作るのなら、これまでの人口政策の反省の上に立つべきではないでしょうか。

私たちは、少子化対策だけが突出することない、真の「女性の健康の包括的支援」を求めます。そのためには、墮胎罪の廃止と母体保護法の見直しもふくめ、子どもを産むか産まないかを選択する自由、さまざまな人生が尊重される法律が作られるべきだと考えます。